

未利用市有地の利活用検討に関するアイデア一斉募集 質疑応答集（過去質問のあったもの）

番号	質問	回答
1	過去の入札関係資料や詳細な図面等の開示は可能でしょうか。	開示可能です。 詳しくは事務局までお問合せ下さい。
2	売却・貸付の希望があれば、すぐに売却・貸付の方向で進められるのでしょうか。	境界確定等利活用に向けた準備が整っている物件については、早期に事業者公募や入札に附したいと考えております。
3	アイデア応募を行えば、その用途での事業者公募等が行われるのでしょうか。	「ご応募頂くアイデア＝市場性」と考えているため、課題等も精査しながら、できるだけこの市場性に応えられる事業者公募等を行っていきたいと考えております。
4	住宅や事務所、駐車場などの用途での応募は可能でしょうか。	可能です。市場性について広く把握していきたいと考えています。
5	自己用家屋のアイデア応募は可能でしょうか。	可能です。
6	借地の上、居住用の建物を設置するアイデアの応募は可能でしょうか。	可能です。
7	イベント等、短期的な利用のアイデアの応募は可能でしょうか。	可能です。
8	「これまでにない自由な発想による幅広い用途での利活用」とは具体的にどのような利活用でしょうか。	以下のホームページを参考にいただければと思います。 (空き地等の利活用に関する先進的取組(事例集) 国土交通省 <a href="https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000118.html">https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000118.html</a> )
9	各物件について、賃借料の相場について、路線価などを元にした基準がありましたら、可能な範囲でご教授いただきたいです。	現段階で具体的な金額をお示しすることはできませんが、周辺相場が賃借料の基準となります。 (根拠：神戸市公有財産規則第34条)
10	各物件において、目安となる賃借料や最低賃借料を決める条例や規定などがありましたら、可能な範囲でご教授いただけますでしょうか。	同上
11	賃料の減額交渉は可能でしょうか。	賃料の減額(減免)適用は、神戸市条例及び規則において、「公益上の見地から減額又は減免の必要があると認めるとき。」とされており、これに当たる場合に、適用されることがあります。
12	7号地について。「貸付限定」での活用想定とありますが、具体的には何年～何年程度の想定でしょうか。	事業可能な借地期間をアイデアシートにお示しいただければと存じます。

【事務局】

神戸市行財政局資産活用課

TEL:078-322-5051

mail:katsuyou\_kikaku@office.city.kobe.lg.jp